原発避難者住宅裁判を準備する会　会則

第１条（名　称）「原発避難者住宅裁判を準備する会」と称す。

第２条（目　的）福島原発事故により東京都内に避難してきた区域外避難者が路頭に迷わないよう、避難者と支援者が協同し、住宅の確保を行政に求める裁判を準備するために活動する。

第３条（活動内容）目的を達成するために、避難者及び支援者らが交流、情報交換、意見交換を行い行動を決めていく。また一人も路頭に迷わせないための施策を行政に求め、裁判準備と並行して、情宣、カンパ活動、対都交渉などに取り組む。

第４条（世話人）　１、代表１名　本会を代表し、会務を統括する。
２、事務局　数名で代表を補佐し、会務を分担する。
３、会計１名　本会の会計を行う。

第５条（世話人会）随時世話人会を開催し、会の運営・事務をつかさどる。
なお、本訴に至った際には解散する。

第６条（会員）上記目的に賛同する者、目的のために活動しようとする個人は誰でも会員になれる。なお、本訴に至った場合は、本人の了解があれば原告団か支援する会会員へ移行する。

第７条（会費）避難者は一世帯１０００円、支援者は一口２０００円（１口以上）を徴収する（年間）。

この会則は、２０１７年１月６日より施行する。
カンパ・会費
氏名　原発避難者住宅裁判を準備する会
振込口座　　ゆうちょ銀行　記号：１０１２０　番号：５１８９００６１
他金融機関お振込み　　店番:018　預金種目　普通　　口座番号　5189006

領　収　書

様　　年　　月　　日

￥

会費として受領いたしました

原発避難者住宅裁判を準備する会　電話　070-4388-2608

会　員　申　込　書

会費を添えて申し込みます　　年　　月　　日

￥

氏名

住所

電話　　メール